

## 4 居宅生活支援費(デイサービス)設定のイメージとその構成要素等(案)

### 1 基本イメージとその構成要素

<p>デイサービスに係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指導員・介護職員等の人件費等</li></ul>
<hr/> <p>施設運営に係る基本的管理経費等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 人件費等(管理事務相当分)</li><li>・ 光熱水費・燃料費</li><li>・ 消耗品費・備品費</li><li>・ その他の事務管理経費</li></ul>
<hr/> <p>施設・設備整備の設置者負担分の減価償却相当</p>

+

加算等

<p>給食サービス加算</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 給食サービスに係る人件費等</li></ul>
<p>入浴サービス加算</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 入浴サービスに係る人件費等</li></ul>
<p>送迎サービス加算</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 送迎サービスに係る人件費等</li></ul>

## 2 基本的な取扱い

### 支援費の単位

機能訓練、社会適応訓練、創作的活動又は文化的活動等をパッケージで提供するデイサービスの実態に鑑み、1回の提供単位を半日又は1日単位とする。

- ・半日（4時間未満）の場合
- ・1日（4時間以上）の場合

### 重度障害者等への対応

重度障害者や重複障害者も適切に利用できるよう、障害の程度等に応じて3区分を設けること（児童デイサービスを除く。）とする。

障害の程度に応じた支援費の格差は、デイサービスに係る費用（指導員、介護職員等の利用者の直接支援に必要な人件費等）の差により設けることとする。

### 地域差の反映

施設訓練等支援費と同様、人件費等の水準が同じような地域ごとに区分を設けることとする。

地域差は、国家公務員給与の調整手当の支給割合に準じて設けるものとする。

地域区分は、施設訓練等支援費と同様、人事院規則9 - 49「調整手当」別表第1等による5区分による。

### サービス類型の取扱い

現行の介護型、基本型等の型別設定を廃止し、機能訓練等の基本事業に係る部分を基本単価として、給食サービス、入浴サービス等を実施する場合には加算とする方式を取り入れる。

身体障害者	}	基本事業	+	給食サービス加算 入浴サービス加算 送迎サービス加算
介護型				
基本型				
給食中心型				
入浴中心型				
作業中心型		基本事業	+	送迎サービス加算

知的障害者 基本型 重介護型 任意選択事業 給食サービス 入浴サービス	}	基本事業	+	給食サービス加算 入浴サービス加算 送迎サービス加算
児童		基本事業	+	送迎サービス加算

### 施設・設備整備の設置者負担分の取扱い

デイサービスに通常要する費用として、施設整備・設備整備の国庫補助基準額4分の1相当に係る減価償却相当額を支援費に算入する。

### 人件費引当金相当額の算入

デイサービスに通常要する費用として、人件費引当金相当額を算入する。